

令和 6 年度
第 2 回東京都再犯防止推進協議会
実務者会議

令和 6 年 1 1 月 2 8 日（木）
東京都庁第一本庁舎 3 4 階
3 4 B 会議室

(午後 2 時 0 1 分 開会)

○宮澤課長 それでは、定刻となりましたので、「令和 6 年度第 2 回東京都再犯防止推進協議会実務者会議」を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます、東京都生活文化スポーツ局共生社会担当課長の宮澤と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、本年 3 月に策定しました「第二次東京都再犯防止推進計画」の重点課題の一つである「民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等」のうち、「広報・啓発活動の推進」について協議をさせていただきます。

犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、社会全体で支援することが重要ですが、再犯の防止等に関する施策は、都民に十分に認知されているとは言えないことなどの課題がございます。

そこで、令和 5 年 1 1 月に、東京都生活文化スポーツ局において、再犯防止推進に関する現時点の都民の意識を把握するため、都民を対象とした「再犯防止に関する意識調査」を実施したところでございます。

本日は、その調査結果を踏まえ、いかにすれば再犯防止に関する広報・啓発活動を充実・強化することができるか、皆様にご協議いただきたいと思います。

本議題に関連して、本日は、東京都生活文化スポーツ局から「再犯防止推進に関する広報・啓発」について説明いたします。

この内容を踏まえまして、啓発内容や、広報・啓発に係る主体間連携について、皆様にご意見を賜りたいと考えております。

本日はよろしくお願いいたします。

それでは、会議の開会にあたり、東京都再犯防止推進協議会実務者会議の座長であります、東京都生活文化スポーツ局治安対策担当部長の勝見からご挨拶申し上げます。

○勝見部長 東京都生活文化スポーツ局治安対策担当部長の勝見です。

本年度第 2 回の実務者会議の開催にあたりましてご挨拶申し上げます。

委員の皆様にはご多忙のところご出席いただきましてありがとうございます。

既にご案内のとおり実務者会議は、再犯防止等を推進することを目的に、第二次東京都再犯防止推進計画の重点課題ごとに開催し、重点課題に沿った議題に関して情報交換を行うとともに、支援策を検討する場として設置しております。

本日は、先月開催した第 1 回の実務者会議にご出席でない方もいらっしゃるということですので、第 1 回の開催内容についてご紹介申し上げますと、第 1 回では「住居の確保」についてご協議をいただきました。

府中刑務所様、東京都指定居住支援法人株式会社ホッとスペース東京様からのご講演を踏まえ、犯罪をした者等の帰住先の確保に係る現状と課題について、実務者の皆

様による協議を行いました。

本年度の第2回の会議となる本日は、都の第二次計画の重点課題の一つである「広報・啓発活動の推進」についてご協議いただきます。

犯罪をした者等の社会復帰のためには、都民の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び社会の構成員となることを社会全体で支援することが重要です。

私どもは、昨今社会課題となっている闇バイト対策ということで、非常に注意喚起を強化しているところですが、ここで犯罪に巻き込まれないように、ひとたび犯罪に加われば、人生は台無しになるみたいな注意喚起を行っているところですが、両輪として、この再犯防止ということも強く進めなければいけないと、課題認識を持っているところでございます。

この再犯防止の推進という課題は、都民の方にとっては必ずしも身近ではないことから、関心と理解を得にくく、都民に十分に認知されているとは言えません。そのため、再犯防止推進に関する広報・啓発は喫緊の課題と考えているところでございます。

私ども先日国際フォーラムで行われた全国矯正展で、私達からの再犯防止を都民の皆様と考えようということで、ステージイベントなども実施しております。

委員の皆様におかれましては、様々な観点と立場からご意見をいただきまして、闊達なご議論を賜りますようよろしくお願いいたします。

誰もが安全安心を実感できる、誰一人取り残さない包摂性のある社会の実現に向け、本年度も実務者会議において協力いただければと思っております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○宮澤課長 それでは、議題に移ります。

まず、「再犯防止推進に関する広報・啓発」について、事務局からご説明いたします。

○沖野課長代理 事務局の東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部都民安全課共生社会担当の沖野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私から再犯防止推進に関する広報・啓発についてご説明させていただきます。先にご説明を始める前に、手前味噌で恐縮ですが、会長から申し上げたとおり、直近の東京都の広報・啓発について、少し紹介させていただきます。

今会長から申し上げたとおり、先週末に開かれた法務省様主催の全国矯正展において、東京都もブースを出し、今年の7月に社会を明るくする運動ということで、法務省様主導の運動に、東京都も参加しておりまして、その際に、初の試みとして、東京都と法務省の連携によるライトアップをさせていただきました。

都庁の第一本庁舎と法務省の赤レンガ棟と東京ゲートブリッジということで、これも再犯防止の推進に関する啓発ということで、直近の東京都の取組み、手前味噌で恐

縮ですが、こんなことも今年度やりましたということで、ご紹介させていただきます。

ご説明に戻らせていただきます。

本日は、事前にお配りしてある再犯防止推進に関する広報・啓発について、私から説明させていただきます。

プレゼンが長くなるので、前半と後半に分けさせていただいて、協議の時間を挟む形にさせていただこうと思っております。

4番までやって、一旦協議、その後6番までやって協議という形にできればと思っております。

それでは、ご説明させていただきます。

まず、再犯防止推進に関する広報・啓発に係る現状と課題についてご説明いたします。

ご承知おきのこととは思いますが、お示しのとおり、令和5年、昨年の都内の刑法犯検挙人員中の再犯者率は47.9%と約5割となっております。

都内の刑法犯検挙人員は10年を単位として長期的に見ますと減少傾向にあります。グラフのとおりでございます。ただ、一方、都内刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は約5割からなかなか下がりず、この辺をうろうろとしているというのが現状でございます。

そのため、再犯防止推進に向けた更なる取組みが求められているといった現状でございます。

犯罪をした者等の中には、高齢である方、障害がある方、適当な住居や就労がなかなか確保できない方など、継続的な支援を要する方が存在いたします。

犯罪した者等の社会復帰のためには、都民の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを、社会全体で支援することが重要であると考えております。

しかし、再犯防止推進という課題は、都民にとっては必ずしも身近ではありません。そのため、再犯の防止等に関する施策は、なかなか都民の関心と理解を得にくく、都民に十分に認知されているとは言えないのが現状であると思います。都民に対して再犯防止推進の意義を明確に啓発する必要があります。

次に、今年の3月に策定したばかりの第二次東京都再犯防止推進計画における再犯防止に関する広報・啓発の位置付けについて説明させていただきます。

実務者会議の皆様からのご協力を賜って、令和6年3月に策定させていただいた第二次東京都再犯防止推進計画において、その具体的な取組みの一つに、再犯防止に関する広報・啓発の充実強化を掲げてございます。

就労の確保、住居の確保・保健医療、福祉サービスの利用の促進等といった、第二次計画の各取組みを推進する前提として、再犯防止推進の必要性に係る理解促進、再犯防止推進に関する社会全体の気運の醸成が必要であると思います。

そこで、再犯防止に関する広報・啓発の充実強化を、第二次計画においても具体的な取組みの一つに明確に位置付けております。

続きまして、東京都内の再犯防止に関する意識について説明させていただきます。

当方、東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部都民安全課という組織において、昨年度、令和5年11月に東京都内の再犯防止に関する意識調査を実施しました。

再犯防止に関する都内の意識調査としては初めてのものでありまして、本調査の目的は、年代・性別等別に再犯防止に関する認識やニーズを把握して、啓発対象、啓発内容、効果的な啓発手法の検討展開につなげる。これを目的、趣旨として実施した調査になっております。

都内に在住する方1000人を対象にインターネット調査を実施しました。詳細に意識を把握するために、設問は検討を重ねて26問としまして、東京都内の再犯防止に関する意識調査として細かく調査した、調査自体も初めてのものとなっております。

調査結果の全容である本調査の報告書は、今回の会議の資料として事前にお送りしておりますので、お手元にあるかと思います。ご確認いただければと存じます。

本日は、その調査結果の中から、いくつかの設問を抜粋して説明させていただきます。都内の意識がどんなものかというところを説明させていただければと思います。

本調査の結果によりますと、再犯防止推進に向けた更なる取組みが求められていると思う都民、どちらかと言えば思う、こういった都民の合計は合わせても約6割に留まっています。

年代別の合計では、お示しのとおり、20代が約44%と突出して低くなっております。70代が最も高く、年代が下がっていくにつれて低くなっていくといった傾向がございます。

本調査結果を見ると、若年者を中心として、再犯防止推進の必要性が十分認識されているとはいえない状況にあると思います。

次は、実際に取組が求められているかどうかから一つ踏み込んで、自分自身が再犯防止の推進に関わることについて、都民ご自身がどう考えているかを示す調査結果となっております。

犯罪をした人や非行のある少年の立直りに協力したいと思う都民と、どちらかといえば思う都民の合計は、約35%となっております。

自身が再犯防止の推進に関わることを受容している都民は35%ということで、少数に留まっているのかなというところです。

前ページの調査結果を踏まえると、約6割の方が再犯防止推進の必要性は認識しているのですが、自分自身が実際に立ち直りに協力することを受容するとなると、こうした方は35%と、より少数に留まってしまっているところです。

こうした調査結果を踏まえますと、再犯防止推進に関する都民の意識が現状では決して高い状況ではないということから、多くの都民を対象として、再犯防止推進に関する広報・啓発を実施する必要があると考えております。

一旦ここでご説明を中断して、再犯防止推進に関する広報・啓発に係る現状と課題、あと都内の再犯防止に関する意識、犯防止推進に関する広報・啓発の必要性等について、意見交換、協議ができればと思います。

会議資料、プレゼンでは使っていないんですが、令和5年度の再防止に関する意識調査の報告書、これに基づくご意見でも構いませんので、ご覧いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○宮澤課長 今説明があったように、都内の意識調査を踏まえますと、都民の理解は必ずしも完全なものではないという状況でございます。

このことについて、皆様からご意見やご質問等がございましたら、挙手機能でよろしくをお願いします。

社会福祉協議会さん、よろしくお願いします。

○森委員 意識調査の貴重な結果のご説明をありがとうございます。

先ほどのスライドのところで、意識調査の再犯防止の背景として生きづらさというハードルがあると思うかどうかというところでは、若い方ほどそう思わないという方ほどポイントが高くなっているというのがありました。

そういったところ、もし、背景的にどんなことがありそうかというのは、お考えはありますでしょうか。

○宮澤課長 事務局から。

○沖野課長代理 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、若年者の意識が、これも年齢が上がるにつれて、少し再犯防止推進に関する意識も高くなっているというのは調査結果が出ていて、なかなかその原因にまで踏み込んだレポートを出すことができればよかったのですが、そこはなかなか難しく、この結果となっております。

ただ、確証を得ることはできませんが、例えば、社会貢献の意欲も年齢が上がると出てきたりだとか、若年者にとってはまだ犯罪だとか、どなたかの立直りを支援するということは、そこまで現実感がないのかとは考えております。

一般的な感覚になってしまって恐縮ですが、実際に自分以外の人を支援していこうとか、社会全体が再犯防止を推進することでよくなってほしいとか、そういった感覚

を、可能であれば、若年者の頃から少しでも持っている、高齢になったとき、さらにそれが高まって、自分の時間ができたときにそういったことをしていただくとか、若年者はなかなか忙しいというのももちろんあると思うので、家庭があつたり、仕事があつたりというのもあつたりして、その辺のことも詳細に調べ込むのは難しいのですが、この結果を踏まえて、年代を問わず、ただ若年者は意識を強く上げていきたいという意識を持って、啓発内容を考えていくのがいいのかなと考えています。

○宮澤課長 今の補足ですが、20代や30代が低くて、60代、70代になるにつれて関心が高くなっていくというところの解釈は様々できるだろうと思います。

一つの見方としては、若いときほどいろいろなライフイベントがございます。進学、就職、結婚、子育て、住宅取得等々ございますので、どうしてもこの興味関心が、自分がどうしていくかということに傾きがちで、それは決して責められるべきことではないだろうとは思いますが、人生経験を重ねて、60代、70代になったときに、世の中全体を見回したときにこうではないかというような興味関心が向くというようなことも、一定数あるだろうと思われます。

ほかにございましたら、よろしくお願いします。

それでは、私から法務省東京保護観察所にお聞きしたいんですが、今のように意識調査の結果が示すとおり、若い人も、60代、70代も押しなべて全体としてみれば、都民に必要性が完全に認識されているとは言い難い状況にございます。

それで、都民に対する再犯防止推進に関する広報・啓発の必要性について、ご意見を賜ればと思います。よろしくお願いします。

○箕浦首席保護観察官 東京保護観察所の箕浦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

再犯防止に関する広報・啓発の必要性についてということですが、再犯防止に関する各施策を実施することと、その施策をなぜ推進する必要があるかということ、丁寧な説明していくことこそが重要だと考えておりまして、その観点からも広報・啓発活動は必要であると考えられます。

今般のご発表にも統計的な数値の紹介がされておりましたが、刑法犯検挙人員は長期的にみると減少傾向で、約5割の再犯者についての対策が喫緊の課題であるということです。

その一方、昨今の特殊詐欺グループによる強盗事件など凶悪犯罪やその報道をきっかけとして、体感治安が悪くなっているというのも事実でございます。

そのような情勢の中で犯罪者に対して、かなり厳しい目が向けられている。その中で犯罪者の更生にどのような施策が有効なのかということについて、単に立直りということへの理解だけを訴えても、なかなかその求めている効果が得られないというこ

とはあると思います。

そこで、何が必要かということになりますと、再犯を防止するための各施策を実施するにあたって、その政策が治安の向上にどのように貢献しているかということ、客観的なデータで分かりやすく示していくことが肝要ではないかと考えております。

あわせて、ご発表にもありましたとおり、犯罪被害者の遺族の方の思いに応えていくということも重要でございまして、それは被害者の方々の思いに応えていくことこそが、安心安全な社会を構成する重要な要素となっていると考えているからです。

立直りを支援することが、再犯を抑制し、新たな被害者を生まないことにつながるという大きな枠組みを前提として、それにつながる各施策の有効性を、データを用いながら分かりやすく、地域の皆様に訴えていくこと、それに加えてその訴え方やその資材を工夫し、活用することで、それに対する注目度もより上がって、一層効果的な更生、立直りということに関心が高まるのではと考えております。

以上でございます。

○宮澤課長 ありがとうございます。

○沖野課長代理 ありがとうございます。

○宮澤課長 今新たな被害者を生まないためというようなお話がありましたが、そのあたりに関しては、法務省東京矯正管区のほうで、矯正施設なのかもしれませんが、加害者の更生に関連しまして矯正施設において、被害者の心情を犯罪をした者等に伝え、心情等を踏まえた指導教育等を実施する取組みが、新たに始まったと聞いているところでございます。

この概要についてお聞かせいただけますか。

○大園委員 東京矯正管区更生支援企画課の大園と言います。お世話になります。

今お話しのあった、被害者等の心情あるいはその置かれた状況を、刑の執行段階等、すなわち刑務所あるいは少年院に入っている間に、矯正施設の職員が聞き取りをしまして、それをご希望があれば加害者たる受刑者、あるいは少年院の在院者に伝える制度が、昨年の12月から始まりました。

こういった動きについては、皆様ご承知のとおり、刑法等の一部改正が始まりまして、矯正施設の基本法というべき、いわゆる刑事収容施設法あるいは少年院法も併せて改正されたことによります。

昨年12月から制度が開始され、半年経った5月の末ぐらいの段階では、全国で59件の申し出がなされていると聞いております。

実際に受刑者あるいは少年院の在院者にその被害者等の心情あるいはその状況を、実際に伝達したのは、42件とされているところです。

刑事施設や少年院には、被害者担当官として指名を受けた矯正施設の職員がいます。

こうした職員が、実際に被害者の方々に最寄りの矯正施設にお越しいただいたり、あるいは、矯正管区までおいでいただいた上で、直接お話を伺い、当該被害者等の心情や今置かれている状況を聞き取って、それをなるべくありのまま受刑者及び少年院在院者に伝えることになります。

これは、平成28年に施行されましたいわゆる再犯防止推進法の基本理念においても、被害者等の心情を理解することなどが再犯の防止等に重要であるとされています。

これを受けて国の第一次再犯防止推進計画の段階でも、法制審議会による答申を受けて、こうした刑の執行段階における犯罪被害者等の心情等の聴取伝達制度が始まりました。

この制度については、広く国民の皆さんに知っていただくため、法務本省から、基礎自治体の皆様にも、リーフレットを配布させていただくなどのご案内をさせていただいております。

各自治体におかれましては、当該自治体のホームページ等で法務省から出ているリーフレットにリンクしていただくような試みもしていただいております。

こういった動きを今後も法務省としても広げていかなければいけない、周知していかなければいけないとしているところです。

法務省東京矯正管区から以上になります。

○宮澤課長 ありがとうございます。

では、事務局から。

○沖野課長代理 ありがとうございます。

犯罪被害者様とご家族、ご遺族様の心情を十分考慮して、そこに配慮するということ、矯正施設様で実施されている教育指導の取組みと通じ、広報・啓発においても極めて大事な視点かと思っております。

後半のプレゼンでもその辺もご説明させていただきますので、貴重なお話を賜りまして、誠にありがとうございました。

○宮澤課長 続きまして、更生保護施設連盟からご意見を賜ります。

○福田委員 更生保護施設連盟で副会長を務めています福田と申します。東京の足立区で更生保護施設静修会足立寮の施設長を務めています。よろしくお願いいたします。

この広報活動についてのことですが、実際、保護司のほうで行っているのが、毎年7月に行われております社会を明るくする運動が行われていると思います。

この活動をもう少し充実させるということが近道ではないかと、広報・啓発活動の近道ではないかと感じると思います。

簡単ですが以上です。

○宮澤課長 ありがとうございます。

今、社会を明るくする運動の話題が出ましたが、その原動力になっているのは保護司会や東京保護観察所だと思うんですが、そのあたりいかがですか。

特になければ、またこの次の話題にも関わってくることでございますので、引き続き事務局から説明をいたします。その説明が一とおり終わりましたら、また、協議に移りたいと思います。

では、よろしくお願いします。

○沖野課長代理 それでは、事務局からご説明に戻らせていただきます。

後半は、啓発内容の検討と啓発に係る主体間連携についてご説明させていただければと思います。

再犯防止に関する広報・啓発の充実強化を図る上で大変重要となるのが、啓発内容の検討ではないかと思っております。

都民を対象とした再犯防止推進に関する広報・啓発の内容について議論するには、まず、広報・啓発の目的を明確にする必要があると考えております。

目的の一つ目として、再犯防止推進の意義を明確に伝えることが挙げられます。その上で、都民に対して再犯防止推進に対する理解、協力を訴求する。これが挙げられると思っております。

このような目的を達成するために、啓発内容にどんなメッセージを盛り込むべきか。ここを皆様とご協議できればと考えております。

協議の土台として当方から啓発内容に盛り込むべきメッセージ案をお示ししますので、その案を踏まえて、様々な観点とお立場から委員の皆様の闊達なご議論を賜うことができれば幸いと考えております。

まず、広報・啓発に必要な視点案、これはあくまで案でございます。

1つ目として、犯罪被害者、そのご家族の視点を踏まえることを挙げさせていただきます。矯正施設様でされているものと、趣旨を同じにする視点を、広報・啓発でも、まず、第一に1つ挙げさせていただいております。

この視点に関する調査結果を2つ説明いたします。

まず、令和元年度に東京都が実施した犯罪被害者等の実態に関する調査、これより、犯罪被害者及びその家族または遺族を対象とした設問でございます。

被害に遭われたことであなた自身の心身の状況にどのような変化がありましたかという設問ですが、多くの方が心身の変化を自認しております。

その内容は、不眠、疲労、食欲不振、うつ状態、感情まひ、PTSDといった、多様かつ深刻なものとなっております。

次に、同調査からもう1問ご説明いたします。

被害後の他人の言動や態度により傷つけられたことがありますかという設問に対し

て、犯罪被害者及びそのご家族、ご遺族の77.6%が、傷つけられたことがあると回答しております。

この2つの調査結果を踏まえますと、多くの犯罪被害者及びその家族または遺族が、被害時だけでなく、被害後も心身に被害を受けているということが分かります。

そこで、啓発に盛り込むメッセージ案、これもあくまで案ですが、犯罪被害者及びそのご家族、また、ご遺族の心情への配慮を挙げさせていただきます。

再犯防止を推進する上で、犯罪被害者及びそのご家族またはご遺族の心情に寄り添った内容の啓発物とすることは、必要不可欠であると考えております。

犯罪をした者等が犯した罪と向き合って、犯罪被害者及びその家族またはご遺族に対して、心から謝罪をして、更生に向けて努力を続けているということが、前提となります。

続きまして、広報・啓発に必要な視点の案の2つ目として、親族以外の第三者の支援の必要性、有効性を挙げさせていただきます。

犯罪をした人や非行のある少年の立直りにあたって、なぜ親族以外の支援が必要なのか、そしてその支援は有効なのかという視点であります。

まず、親族以外の第三者の支援の必要性に関連する調査結果を、2つご説明いたします。

法務省の法務総合研究所が発行した令和4年版の犯罪白書より、刑事施設入所者及び保護観察対象者、20歳以上の方です、を対象とした設問になっております。

家庭生活に対する満足度を対象者の犯罪の進捗別に見ると、再入者の満足の構成比は、初入者、総数と比較すると、相対的に低くなっている。55.2%の再入者が、家庭生活に満足していないという結果となっております。

また、同白書からもう1問ご説明させていただきます。

前ページと同様、刑事施設の入所者及び保護観察対象者、20歳以上の方を対象とした設問ですが、心の温まる思いが少ないと感じる再入者の構成比です。初入者、総数と比較すると、ともに大きくなってしまっている。6割強の再入者が心の温まる思いが少ないと感じております。

以上のような調査結果を踏まえますと、多くの再入者は良好な生活環境を有しておらず、生きづらさを感じている。親族はもちろんですが、親族以外の方の第三者の支援も必要であるということができるとかと思えます。

続きまして、親族以外の第三者の支援が必要だとして、果たしてそれが有効なのか、有効性に関連する調査結果を、同白書から2つご説明させていただきます。

これも前ページと同様、刑事施設の入所者と、あと保護観察対象者、20歳以上の方を対象に調査したものです。

赤枠で囲んだところがお示しするとおり、悩みを打ち明けられる人に親族以外を挙げる再入者は少なくありません。悩みを抱えてしまったときに、再入者が同性・異性の友人や恋人、先輩といった、親族以外の方を頼りにするということは、珍しくないのかなということが出来ます。

犯罪をした者等が悩んだときに、親族以外の第三者が相談相手になることで、悩みの解消に向けて支援することができる可能性があると言えるのかと思われます。

また、その親族以外の第三者の支援の有効性に関連する調査結果を説明させていただきます。

再入者について自らが再犯、再非行に及んだ要因を見ていくと、自分の感情や考え方をうまくコントロールできなかったというのが、該当率が最も高いです。

一方で、赤枠がお示しするとおり、周囲の環境が原因と言える項目、これにも少なくない該当率が確認できるのかと思っております。

非行や犯罪をする仲間との関係が続いたことや、困ったときの相談相手や援助してくれる人が周りにいなかったこと、真面目な友達がいなかった、少なかったこと、自分が落ち着いて生活できる場所がなかったこと、こういった親族以外の第三者を含む周囲の環境が、再犯、再非行の原因の一つになっているということが出来るかと思えます。

そこで、こうしたことから、犯罪をした者等は、周囲の環境が原因となって再犯、再非行に走ることがあるので、視点を変えると、周囲の環境の変化により、犯罪をした者等の再犯、再非行を防ぐことが出来る可能性があると云えます。

そこで、啓発物に盛り込むメッセージ案の2つ目として、犯罪をした者等の親族以外の第三者となる可能性のある都民に対して、こうした犯罪をした者等への理解、支援を促すことを挙げさせていただきます。

親族以外の第三者の支援が必要とされ、その有効性も認められる可能性があることから、こうしたメッセージを都民に浸透させることが大変重要なのかと考えております。

こうした第三者の理解、支援が、犯罪をした者等の社会復帰、立直りを促す可能性があり、立直りが促進されると、視点を広げますと、犯罪のない安心・安全な日々の暮らしにつながります。

このメッセージが都民に浸透して、親族以外の第三者の支援が推進されることで、各個人の立直りを促進することができれば、犯罪をした者等と社会全体の双方に有益であると考えられます。

当方としては、以上のようなメッセージ案をもとに、東京都だけではなくて、国や区市町村、各支援機関と、各々の再犯防止推進に関する啓発の内容を充実強化してい

くことが肝要であると考えております。

最後に、広報・啓発に係る主体間連携について説明いたします。

これまでご説明差し上げてきた再犯防止推進に関する啓発物をつくったときに、それを東京都、法務省、区市町村などといった主体が作成した際に、その啓発物をその作成した主体のみではなくて、関係者間で共有・活用することが有用であると考えております。

例えば、あくまで例ですが、東京都が作成した啓発動画を、法務省様であったり、区市町村様の広報ツールでも、全国的な月間である7月の再犯防止啓発月間に、同時に放映させていただく取組が想定されると思います。

こうした形で広報・啓発に係る主体間連携を図ることで、より多くの都民に広報・啓発を実施できるとともに、啓発物の作成コストを削減することができると思っております。

以上、私からの再犯防止推進に関する広報・啓発についての発表になります。本発表について、皆様からのご意見を賜って、またその協議をもとにして、第二次東京都再犯防止推進計画の期間内に、私ども東京都、法務省様、区市町村様と、各支援機関様等各主体が、広報・啓発の充実・強化に取り組んでいただけることを期待して、本発表を終わらせていただきます。

ご清聴誠にありがとうございました。

○宮澤課長 今の内容につきまして、様々な論点があるかと思います。皆さんの中でご意見、ご質問があれば、挙手機能をもってよろしくお願いします。

伊藤先生、よろしくお願いします。

○伊藤委員 伊藤と申します。ただいまいろいろな調査結果をもとに丁寧の説明していただきまして、ありがとうございました。

再犯防止に関する広報・啓発ということで、盛り込むものとして、まず被害者のことを入れていただいたのは大変よいことかと思います。

先ほどご説明がありましたが、被害者がいる事件の場合、その加害者は、本当にまず被害者への謝罪から始めるべきですね。そして、自分が犯した行為への責任をきちんととる。再び犯罪をしないんだという決意を固めていただきたい。

そのためには、被害者のことをよく知ることが大事なので、先ほどご説明があったような心情伝達制度とか、更生保護法では昔から、もう2007年ですかね、やっていますが、刑務所、少年院でも始まって、その中でも、被害者のことをよく知る機会を設けてもらうことになろうかと思います。

それが立直りの一歩になるということなので、そして、そこから社会が支えていくというような流れができるといいんだろうと思いました。

今度、広報・啓発物に盛り込むということですが、私も考えていて、どうやって盛り込んだらいいのかなということですが、例えば、再犯防止に関係するような被害者が発した言葉声とかを載せていくとか、そんな感じで、被害者のことをできるだけ盛り込んだ啓発物ができるといいかと思います。

本当に加害者の更生、再犯防止と被害者支援というのはつながるんですよね。一体化したもので、表裏一体というのかな。

ちょっと長くなりますが、先ほど、会議資料のご説明もありましたが、意識調査の中にありましたが、最後に確かあったんですが、意識調査の自由記述の部分で、1人の方が、「犯罪を犯した人の再犯を減らすことも大事だけど、それと同様に、被害者家族の支援もするべきじゃないか」みたいな声があって、まさにこういうことを考えておられる都民の方もいるんだというのが分かりましたので、そういうのも加えて本当にいい広報・啓発物をつくっていただきたいと思います。

もう一点は、支援の必要性ということで、加害者、犯罪をした者に対する支援の中で、第三者の支援が大事になってきますよ。それも、それが有効になる場合が多いんですよというご説明でしたが、それをもっと広げるとしたら、つながりが大事なんだという、つながることで孤立化を防がなければいけないということを強調したらいいかと思います。

なぜ孤立化するかといたら、一般の社会、都民でもいいですが、偏見を持つ、「一回犯罪をした人は怖いよね」とか、「もうだめなんじゃない」とか、そういう偏見を持ちやすいですね。

だから、そこを何とかそういう方向に行かないように、都民の人たちが居場所づくりに協力したり、そのために加害者のことを知ることも大事でしょうし、社会につながっていくということを推進していくというような視点があるといいかと思いました。

いろいろ申し上げましたが以上になります。

○宮澤課長 ありがとうございます。

○沖野課長代理 ありがとうございます。

○宮澤課長 ほかにご意見やご質問などはございますか。

屋宮先生、よろしくお願いします

○屋宮委員 弁護士の屋宮です。

一つは、先ほどの観点とも重なると思うんですが、どう身近に感じられるかというところです。

なぜ犯罪をしてしまっただけで、どう立ち直ったのかというようなストーリー的なものを伝えていくということは、大切かと思っています。

犯罪をしてしまった人がなぜそういうふうにしてしまったのか、どういう出会いが

あって、今立ち直っているという具体的なストーリーを紹介していくことは、必要なのかと思っています。

それは、全くのリアルなストーリーでなくても、場合によってはいいのかなと思います。ある事例をもとにしたバーチャルというか、そういう全くの事実ではないけれどもというその意味合いというものを、ストーリーを持って理解をしてもらうということは必要かなと思いました。

それから、もう一つは、これが再犯防止のそのものの啓発というものなのかどうかというところで、私自身もよく分からない部分がありながらお話しします。

私自身がずっと刑事弁護に関わってきて実感しているのが、本人自身がなぜ犯罪をしてしまったのかということを理解できない。なぜ自分がこんなふうになっちゃったんだろうかということです。

裁判の中では、もう犯罪者ということで、ずっと裁判が進められて、反省を求められて、謝罪をして、当然それは反省すべきですが、なぜ自分がそういう犯罪する場所に来てしまったのか、なぜそういう状況になってしまったのかということを理解したいという、そういう思いが非常に強いかと思っています。

ですので、そういう反省とか謝罪とか、それは当然の前提でしょうが、なぜ自分が犯罪をしてしまったかという、犯罪をしてしまった人自身の理解、それは前向きな意味での、これからやり直していこうという積極的な気持ちをどう持ってもらえるのかということが、とても大事だと思っています。

謝罪、反省は当然ですが、それのみになってしまうと、逆に自己肯定感を奪って再犯につながる可能性もゼロではないと思いますので、そういったような観点、本人がやり直したいという前向きな力をどう引き出していくかというところに関して、カウンセラーの活用であったりしていると思いますが、そういったような観点での啓発とか、広報とかいったような観点も入れていくことが重要かと思っています。

以上です。

○宮澤課長 ありがとうございます。

では、八王子市さん、お願いします。

○松日楽様 八王子市役所の松日楽と申します。よろしくお願いいたします。

八王子市でも、社会を明るくする運動などで啓発などを行っておりますが、市民に対してアンケートなどを実施すると、再犯防止の取組を知っている市民の割合が6%と、まだまだ厳しい状況にあります。

こうした中で、まずは、市民の方に知ってもらうことが重要ですが、自治体としてはなかなかそこにコストもかけられないところもあり、周知が難しいという状況にあります。

なので、再犯防止という取組み自体が、市独自だけでなく、ほかの自治体と連携しながら、面で行っていく必要があると思っておりますので、先ほどお話がありましたが、東京都や、自治体と連携しながら、広域的に取り組んでいければと考えております。

私からは以上です。

○宮澤課長 ありがとうございます。

では、事務局から。

○沖野課長代理 ありがとうございます。お三方とも大変貴重なご意見を賜りました。

八王子市の松日様もおっしゃるとおりで、面的な広報の展開というのが、第二次計画期間内に充実させていく余地がある課題なのかとも考えております。

屋宮弁護士も、ストーリー性のある啓発という、再犯防止の推進というテーマに、その特殊性に沿ったようなご提案かと思っていて、簡単にメッセージをつくり込めるような分野でないというところもあって、大変貴重なご意見だと思っております。

伊藤先生のご意見も全くおっしゃるとおりだと思っていて、再犯防止の推進と被害者、ご家族、ご遺族の支援というところが表裏一体であると。

第三者の支援で、それをつながりとか孤立を防ぐという観点で、大事に啓発をして、そういった方を、社会の支援の輪と言ったら大きいですが、つながりみたいなものを広げていくことが、再犯防止の推進にとって重要かと思っております。

これから啓発物をつくったり、実際に啓発を強化する上で、皆様のご意見が大変ご参考になり、大きなヒントになるものばかりだと思います。誠にありがとうございます。

○宮澤課長 では、私から。

犯罪をした者等が悩んだときに、親族以外の第三者が相談相手になることの重要性などが、先ほどの資料からも明らかになっていると思います。

そこで、また周囲の環境の変化というものが再犯や再非行の防止・抑止にどのような影響を与えるかという観点も必要だろうと考えておりまして、そのあたりは犯罪をした者と日々接していらっしゃる東京都保護司連合会の仙浪様、いかがでしょうか。

○仙浪委員 第三者関与の重要性と、周囲の環境の問題等ですが、我々の立場といたしましては、防止も含め、守秘義務を守った上での第三者との存在、接触というのは極めて重要な軸だと思っております。

特に少年の場合は引受人の親族とのトラブルも多く、担当保護司としては往訪、来訪を重ねながら、交友関係等を確認し、家族間のつながりを徐々に修復していくことが重要であると考えております。

その場合、友人関係が大きなキーワードになると思っております。また、学校と就

労先との関係も含めて、本人にとって更生に向けての情報等を流すということは、ぜひ今後の大きな課題になるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○宮澤課長 ありがとうございます。

犯罪をした者等と日々接しているという点では、更生保護施設も重要な役割を担っております。出所後の住居の確保の難しい方も少なくありませんし、また、一般との接点定を持っているというところで、更生を決意した出所者に対してどういう姿勢で接することが重要だとお考えなのか、東京更生保護施設連盟からお願いできればと思うんですが。

○福田委員 更生保護施設連盟の福田です。

まず、出所者がどれだけ振返りができるかというところが、まずポイントになるかと思いますが、その出所者が過去をどれだけ伝えるかということによって、周囲の理解が始まるのではないかと思います。

また、その出所者が、将来をどのように設計するかによって、協力、支援が始まるんじゃないかと思います。だから、過去のことと将来のことを丁寧に説明することで、協力、支援が始まるのではないかと思います。

ただ、現実には、出所者自身が説明するのはなかなか難しいところがあると思いますので、この矯正施設と実社会との中間で橋渡しができる人とか組織とか施設が、必要になるかと思います。

一般社会ですが、広報を通じて支援の意識のある方を増やすべきだと思います。その支援の幅というのは、広い狭いとか、深い浅いとか、個人差があると思いますが、増やすべきだと思います。

その支援者が、出所者に接するにあたり、どのようなことが重要かと言いますと、様々な情報を得ることが一番大事かと思っています。

情報というのは、出所者が管理されている情報、それからほかの支援者の情報だとか、支援機関に関する情報の情報を得て、出所に対して理解と協力、支援が生まれてくるのではないかと思いますので、これが必要になるんじゃないかと思います。

以上です。

○宮澤課長 ありがとうございます。

日々接しているという点では、東京保護観察所もまさにその最前線であるわけですが、補足等はございますか。

○箕浦首席保護観察官 東京保護観察所の箕浦でございます。

寛容な社会が更生や犯罪や非行からの離脱にどのような影響を与えるかという点でお話ししますと、個々の犯罪者の立直りについて考えた場合、保護観察の現場では、

対象者が刑務所から出てきて、「よし、これから立ち直ろう」というときに、社会から拒否されていると感じてしまう場面が続いてしまうと、それだけでも心が折れてしまうというような状況があって、そういう現実をこれまで多く見てきました。

その「立ち直ろう」という動機付けをすることと、その動機を維持し続けることができる環境をつくっていくということが、更生保護の重要な役割と考えております。

一方で、一般の地域住民の立場から考えた場合ですが、周囲にいるかもしれない犯罪をした人たちですとか、非行のある少年たちが、具体的にどのような支援を求めているかということを知る機会がないと、いくら支援をしたいと思っても、具体的な取組みには結びつかないんじゃないかと考えております。

そのような意味で、立直りに必要な支援はどんなものかということに始まって、それがどのように犯罪者の立直りに結びつくのか、そういったことを説明する必要があると思います。

そして、具体的に、先ほどもお話があったとおり、立ち直った事例をもとにして、広報・啓発活動をして、協力者を広げていくことが重要だと考えております。

それらの点に理解が広がることで、対象者を寛容に受け入れるとともに、対象者が社会への再統合に向かう環境が醸成されていくのではないかと思います。

これまで、刑罰の目的、背景には、その人が再び罪を犯すことがないようにという教育的な目的と、犯罪に対して応報的に対処するという目的があると一般的に理解されているんですが、地域社会で支援を得ながら被害を回復し、しょく罪を図りつつ、未来に向かって立直りを支援していく、つまり過去だけではなくて、未来志向の正義の実現を図ることがより重要なのではないかと思います。

その点を考えてみますと、来年6月から施行される拘禁刑は、より社会復帰の視点を取り入れた法改正になっておりまして、そこには被害者の権利とニーズの実現と同時に、加害者の社会復帰、社会への再統合を実現させていこうというような趣旨がございます。

ですので、そのような包摂的な社会が対象者の再犯を防ぐ環境に適しているということは言えますし、最終的には安心・安全な社会の構築につながっていくのではないかと考えております。

先ほど、社会を明るくする運動についても言及されておりましたので、この際、少しだけ補足させていただきますと、これは、今年が第74回、来年は第75回の節目の年となります。

これについて、現在、各地区の保護司会とより広域なブロック別協議会というものを実施しておりまして、犯罪者の立ち直りや犯罪予防の啓発に関する横断的、多面的な取組みについての意見交換がされております。先ほどのご発表にもありましたとお

り、主体間連携の観点では、区市町村の担当者の方にも参加していただきまして、様々な取組み、広報ツールについて、ほかの地区でやっていることなども参考にしながら、来年度に向けてより効果的な取組みを実施していこうということで、話合いが進んでいるものと承知しております。関係機関の皆様におかれましては、引き続きご協力をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○宮澤課長 ありがとうございます。

最終的に更生保護対象者が地域社会に戻っていくという視点で見ますと、区市町村の役割というものも大きいと思うところでありまして、中野区さん、いかがでしょう。その辺りの補足があれば。

○池内委員 お世話になっています。池内です。

今中野区の取組みとしましては、再犯第二次のほうをつくっているところですが、先ほど皆さんの話があったように、被害者支援というところも、両輪で入れていかないといけないなというところでは、どうやったら皆さんに周知できていけるかなというところでは。

被害者の方も犯罪を犯した人も生きづらさを抱えているというところで、孤独・孤立対策推進法だったりというところも交えながらやっていこうかなとは思っているところでは。

その中で広報でも、そういったところの取組みを、社会を明るくする運動というところで、先ほども八王子の方が言われたんですが、ほかの自治体と連携してやっていく大きな取組みとして、一つ掲げていけたらなとは思っているところでは。

○宮澤課長 ありがとうございます。

東京都でライトアップ事業を今年度やりましたので、来年度どうするか今検討中ですが、もし一緒にできればと今考えているところでございます。よろしくお願いします。

ほかにございますか。森委員、よろしくお願いします。

○森委員 社会福祉協議会の立場で、区市町村の地域福祉計画の策定等に関わっている中で、このところ、再犯防止推進計画を地域福祉計画と一緒にというところが増えているかと思っています。

その中で、地域福祉の計画の中で、この再犯防止をどういった章立てのところで取り上げるかというところ、「安心して暮らせる街」とか「誰一人取り残さない街をつくっていく」というようなところで取り上げているかと思っています。

その意味では、中でも出てきております、生きづらさを抱える人が生きづらさを抱えたままになっている状態のときに、どんなことが起こるかの一つとして犯罪がある

ということをメッセージとして発しながら、どういった街のあり方を考えていくかということ、地域の住民の人と一緒に考えることが必要かと思っています。

その際、再犯というところをいきなり切り出すというよりも、再犯に限らず犯罪そのものを生み出さないというところも、視点としては大事だと思っています。

原因のグラフのところを拝見していると、初犯と再犯とで変わる部分の数字と、初犯でも再犯でも変わらない部分があるかと思っています。

まず、初犯でも再犯でも変わらないような、街の中で足りない部分というところは押さえつつ、それプラス再犯というところを生み出しやすいところについてということも、その両輪を説明していく必要があるかと思っています。

あとは、「相談できる」というフレーズが出てきますが、どうしても生きづらさを抱える方の福祉の支援の中で見ておりますと、相談そのものが苦手という方が非常に多いというのが現状かと思っています。

そういった意味では、相談というハードルのもうちょっと手前に、「思いを話せる」とか、そういった場づくりということも必要なかなと感じています。

以上です。

○宮澤課長 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問等はございますか。

特にないようでしたら、それでは、そろそろお時間でございますので、締括りをさせていただきます。

本日の協議事項につきまして、委員の皆様から貴重なご意見等を賜り誠にありがとうございました。

犯罪をした者等が更生して再び罪を犯さないためには、再犯防止の推進について広く都民の関心と理解を深めまして、社会全体で犯罪をした者等を支援することが重要でございます。

そのためには、先ほども出ましたが、主体間で十分に連携していくことが必要です。本日の会議がその一助となれば幸いです。

本日の会議の議事につきましては、後日、皆様に議事録をお送りし、内容をご確認いただいたのち公表いたします。

なお、次回は令和7年1月29日水曜日に、この会議の親会議であります第1回東京都再犯防止推進協議会の開催を予定しているところでございます。この第1回協議会のメンバーとなる委員の皆様には、改めてご連絡をいたします。

以上をもちまして令和6年度第2回東京都再犯防止推進協議会実務者会議を閉会いたします。本日はお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございました。

(午後3時19分 閉会)